

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

下呂市

## 1 促進計画の区域

別紙区域のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 下呂市地域

#### (1) 現況

下呂市全域が特定農山村地域に指定されており、平野部と比較すると生産条件の格差が大きい。とりわけ、畦畔管理や獣害対策は年々深刻となっており、早急に対処する必要がある。また、下呂市全域が過疎地域にも指定されているとおり、後継者対策は急務で、諸問題に一体的に取り組む必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

## 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

## 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、別紙のとおり定めることとする。